

吉田町監査委員告示第4号

吉田町監査委員公印規程をここに制定する。

平成28年4月1日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

吉田町監査委員公印規程

(趣旨)

第1条 吉田町監査委員の公印に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(公印の定義)

第2条 この規程において公印とは、次条に規定するもので、公印台帳に登録されたものをいう。

(公印の種類、寸法及び管理者)

第3条 公印の種類、寸法及び管理者は、別表のとおりとする。

(公印台帳)

第4条 公印の管理者は、別記様式の公印台帳を備え、必要な事項を登載しなければならない。

(準用)

第5条 この規程に定めるもののほか、公印に関して必要な事項は、吉田町公印規程（昭和51年吉田町規則第4号）を準用する。

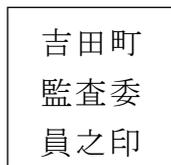
附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に使用している公印は、この規則により調製したも  
のとして使用することができる。

別表（第3条関係）

種類	形式	寸法 (ミリメートル)	管理者	用途
吉田町監査委員 之印	1	18×18	監査委員 事務補助書記	一般事務用

1



(監査委員事務補助書記)

別記様式（第4条関係）

公 印 台 帳

公 印	名 称	調製（改刻・廃止）の理由
	用 途	使用開始（廃止）の年月日
公 印	名 称	調製（改刻・廃止）の理由
	用 途	使用開始（廃止）の年月日